

契約状況

(令和7年4月1日～令和7年9月30日)

種別	契約方法	件数	金額(税込み)		落札率 (請負率) の平均
			予定価格	契約金額	
工事	入札	174	17,415,059,200	16,005,413,600	91.18%
	最低制限	151	7,940,802,100	7,271,352,000	91.27%
	調査基準	23	9,474,257,100	8,734,061,600	90.59%
	随意契約	18	1,112,369,500	1,064,436,615	92.16%
	計	192	18,527,428,700	17,069,850,215	—
工事関連業務	入札	118	1,107,737,400	905,755,400	81.98%
	最低制限	116	965,434,800	788,980,500	82.00%
	調査基準	2	142,302,600	116,774,900	81.13%
	随意契約	5	72,592,300	71,181,000	96.10%
	計	123	1,180,329,700	976,936,400	—

※入札案件のうち、契約方法を「最低制限」としているものは、最低制限価格制度を採用
(工事の場合、予定価格250万円超1億5千万円未満の案件、工事関連業務の場合、価格競争入札案件)

※入札案件のうち、契約方法を「調査基準」としているものは、調査基準価格を設定し、低入札価格調査制度を採用
(工事の場合、予定価格1億5千万円以上の案件、工事関連業務の場合、総合評価落札方式適用案件)

※前年度に発注した案件で、新年度に契約した案件については、新年度の件数に算入

契約状況

(令和6年4月1日～令和6年9月30日)

種別	契約方法	件数	金額(税込み)		落札率 (請負率) の平均
			予定価格	契約金額	
工事	入札	144	11,242,479,600	9,766,632,700	89.51%
	最低制限	120	5,667,183,500	5,163,445,100	90.94%
	調査基準	24	5,575,296,100	4,603,187,600	82.36%
	随意契約	18	1,757,556,900	1,660,249,064	94.48%
	計	162	13,000,036,500	11,426,881,764	—
工事関連業務	入札	121	1,270,330,600	1,038,847,700	82.69%
	最低制限	119	1,106,133,600	906,627,700	82.65%
	調査基準	2	164,197,000	132,220,000	85.47%
	随意契約	1	266,482,700	244,200,000	91.63%
	計	122	1,536,813,300	1,283,047,700	—

※入札案件のうち、契約方法を「最低制限」としているものは、最低制限価格制度を採用
(工事の場合、予定価格250万円超1億1千万円未満の案件、工事関連業務の場合、価格競争入札案件)

※入札案件のうち、契約方法を「調査基準」としているものは、調査基準価格を設定し、低入札価格調査制度を採用
(工事の場合、予定価格1億1千万円以上の案件、工事関連業務の場合、総合評価落札方式適用案件)

※前年度に発注した案件で、新年度に契約した案件については、新年度の件数に算入

資料 2

入札参加停止等の状況

(令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日)

入札参加停止 該 当 事 由	措 置 件 数		備 考
	本市発注の建設工事・ 工事関連業務に関する案件	その他案件	
独占禁止法違反行為		2	
不正又は不誠実な行為	1		
公契約関係競売等妨害又は談合		1	
計	1	3	

堺市建設工事等入札参加有資格者の入札参加停止一覧表

	入札参加停止の期間	商号又は名称	本店所在地	該当事由	備考
1	令和7年4月18日から 令和7年7月17日まで	A社	東京都中央区	独占禁止法違反行為	民間発注の工事の見積り合わせに關し、独占禁止法に違反したとして、公正取引委員会から違反行為者として公表されたため
2	令和7年4月18日から 令和7年7月17日まで	B社	兵庫県宝塚市	独占禁止法違反行為	民間発注の工事の見積り合わせに關し、独占禁止法に違反したとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため
3	令和7年5月22日から 令和7年11月21日まで	C社	大阪府堺市	不正又は不誠実な行為	一般競争入札に係る事後審査に必要な書類を提出期限内に提出しなかつたため
4	令和7年7月30日から 令和8年7月29日まで	D社	東京都新宿区	公契約関係競売等妨害又は談合	宮城県気仙沼市発注の業務に關し、支店長が公契約関係競売等妨害の容疑により逮捕されたため

令和7年度からの入札契約制度の見直しの検証について

見直しの背景

○建設業界を取り巻く状況

- ・就業者の減少、高齢化
- ・建設資材の高騰
- ・働き方改革関連法への対応



○担い手3法の改正 (ダンピング対策の強化など)

○堺市の状況

- ・平成28年度以降、政令市中で最低の落札率
(低入札価格調査制度対象工事で特に低い。)

堺市においても、ダンピング受注につながる低価格での入札・契約そのものを抑止した上で
価格だけによらず業者を選定する仕組みや、低価格で契約する場合に履行確保する仕組みの導入が必要

令和7年度からの入札契約制度の見直し（概要）

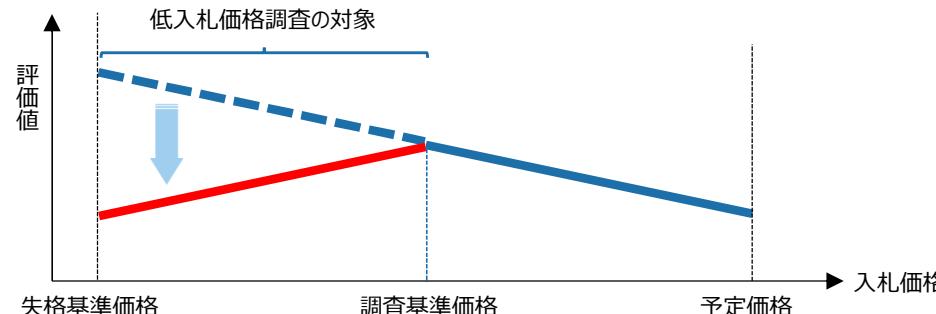
総合評価落札方式制度改正

① 対象工事の見直し

- ・低入札価格調査制度対象工事は総合評価落札方式で発注（原則）
- ・経過措置として評価項目を絞った「特別簡易型（Ⅱ型）」を新設

② 評価値の算出方法の改定

- ・調査基準価格未満の応札は低価ほど評価値が漸減する仕組みに変更
※見直し前は、低価ほど評価値が高くなる計算



低入札価格調査制度改正

① 低入札価格調査対象工事の基準額の引上げ

予定価格（税込） 1.1 億円 ⇒ 1.5 億円

② 調査基準価格未満で契約する場合の履行確保措置

- ア 中間技術検査の追加実施
- イ 技術者の増員
- ウ 賃金の支払状況報告書の提出
- エ 契約保証金の増額（10%以上 ⇒ 30%以上）
- オ 違約金の増額（10% ⇒ 30%）
- オ 粗雑履行時の入札参加停止期間の延長（3月 ⇒ 4月）

③ 低入札価格調査に係る事務フローの見直しなど

- ア 調査書類提出期限の明確化
- イ 調査書類様式の見直し
- ウ 失格となる判断基準の具体的な例示
- エ 「調査辞退」の仕組みの導入

令和7年度からの入札契約制度の見直しの検証について



見直しの効果・影響

落札率の向上

低入札対象工事 : 82.8% (令和6年度) ⇒ 93.5% (令和7年度暫定値)
工事全体 : 89.1% (令和6年度) ⇒ 91.3% (令和7年度暫定値)
※政令市平均 (工事全体) : 91.8% (令和6年度)

受注者の偏りに係る懸念

「制度の見直しにより、技術評価点の高い事業者に受注が偏る」という懸念
⇒ 引き続き事例を蓄積した上で、偏りの有無について検証する必要がある。
(令和7年11月末現在で契約締結済みの案件は24件にとどまる。)

課題と対応

① 金額差が十分に反映されない

1,000円差があるにもかかわらず、評価値同値でくじ対象となる事例が発生

【変更前】

No.	商号又は名称	技術評価点	入札金額(税抜)	評価値
1	A社	106	259,014,000	40.924
2	B社	106	259,015,000	40.924
3	C社	106	259,016,000	40.924

調査基準価格
259,015,000

小数点第4位
切捨て後の数値

【変更後】

No.	商号又は名称	技術評価点	入札金額(税抜)	評価値
1	B社	106	259,015,000	4,092.427
2	A社	106	259,014,000	4,092.411
3	C社	106	259,016,000	4,092.411

技術評価点 = 標準点 (100点) + 加算点

【入札金額が調査基準価格以上の場合】 評価値 = 技術評価点 / 入札金額 × 10,000,000,000 (100億 (※)) ※変更前は1億

【入札金額が調査基準価格未満の場合】 評価値 = 技術評価点 / {調査基準価格 + (調査基準価格 - 入札価格)} × 10,000,000,000 (100億)

⇒ 評価値を精緻に表記するために、評価値の端数処理を行わない取扱いへ変更 (令和7年11月公告分から)

② 低入札価格調査の長期化

・昨年度よりも調査や事務手続に時間を要している。

・30社近くが調査対象となり、調査が長期化する事例が発生

➡ 「調査・事務手続の迅速化」と「調査対象者の絞り込み」の両面から対応を検討 (低価格での入札は年度当初と比べ減少傾向)

- 低価格での入札・契約の抑止に効果（落札率の向上）が見られるが、偏りの有無は引き続き注視する必要あり。
- 一部案件で低入札価格調査が長期化するという新たな課題も発生
⇒ 課題に対応しつつ、効果検証に必要なデータの蓄積を継続し、更なる制度改善に向けて取り組む。